平成18年
６月15日号
No.49
● 毎月５・１５・２５日発行

# 広報 かもがわ

● 編集発行・鴨川市総務部市長公室
広報広聴係
● 電話・04(7093)7827
● ＦＡＸ・04(7093)7850
● 住所・〒296-8601 鴨川市横渚1450
● ホームページ
http://www.city.kamogawa.lg.jp/

皆さんの自立と健康を社会全体で支えます

# 基準額（年額）は36,400円に（安房地域で最安）

## 65歳以上の「介護保険料」が決まりました

介護の負担を社会全体で支える「介護保険制度」。この制度の最も基本となる市内65歳以上の方の保険料が決まりました。保険料を算定する基準額（年額）は、これまでと同額の３万６４００円で、安房地域で最も低く設定されています。また、今年度から保険料の算定や徴収方法を改正。低所得者の段階区分を見直したほか、介護保険料の特別徴収（年金から天引き）に遺族・障害年金を加えました。今回は、制度の改正内容や保険料の算定・納付方法などについて紹介します。

### 基準額と負担割合で保険料が決まります

市内65歳以上の方（第１号被保険者）の介護保険料は、「基準額」と「負担割合」により算出します。

「基準額」とは、介護サービスにかかる費用の約５分の１を、市内に住む65歳以上の方の人数で割った数値で、鴨川市の場合は年額３万６４００円です。この額は、県平均（４万３１００円）と比較すると６７００円低く、安房地域では最も低くなっています。

一方、「負担割合」は本人や家族の所得に応じて設定。今年度から、保険料の算定区分が５段階から６段階に分かれ、低所得者の負担が軽減されます。

各段階の保険料算定方法は別表のとおり。第３段階の方を例にとると、基準額（３万６４００円）に負担割合（０・７５）を掛けて算出される保険料は、年額２万７３００円です。

### 保険料の納め方

保険料は、年金からの天引き（特別徴収）または、納付書（普通徴収）のいずれかで納めていただきます。

年金から天引きされる特別徴収は、これまでの老齢・退職年金に加え、遺族年金と障害年金も対象になりました。この保険料は、２か月ごとに支払われる年金から引き落とされます。

普通徴収は、これらの年金額が年額18万円未満の方が対象となります。市から７月中旬に郵送される納付書を使って、市総合窓口や出張所、ふれあいセンター、各金融機関の窓口で納期ごとに納めてください。

### 40～64歳の保険料

一方、40歳から64歳までの方（第２号被保険者）の介護保険料は、医療保険の保険料に上乗せされるため、所得や加入している医療保険により、その額が異なります。それぞれが加入する医療保険者に問い合わせください。

※詳しくは、ふれあいセンターの健康管理課介護保険係（☎(７０９３)７１１１）

## 納め方は年金からの天引きか納付書で

とじて保存しましょう

## 介護保険 ショートステイ・施設サービスの居住費と食事負担が軽減に

市民税非課税世帯の方などが介護保険を使って施設サービスなどを利用する場合、食事と居住費（滞在費）にかかる負担が軽減されます。該当する方は負担限度額認定証を交付しますので、ふれあいセンターの健康管理課で申請してください。

なお、すでに負担限度額認定証をお持ちの方の有効期限は６月30日です。該当者には事前に申請書を郵送しますので、７月21日（金）までに更新手続きを済ませてください（この場合、７月１日にさかのぼって適用されます）。

※問い合わせは同課（☎(７０９３)７１１１）へ

**介護支援専門員の資格試験**

▽試験日　10月22日（日）

▽会場　日本大学生産工学部実籾校舎など

▽受験資格　保健・医療・福祉分野で５年以上の実務経験を有する者

▽申し込み　７月18日から８月５日までに県社会福祉協議会へ。申込書は７月12日からふれあいセンターで受け取れます

※詳しくは同協議会（☎０４３(２０４)１６１７）

## 健康で安心して暮らせるまちに「高齢者保健福祉計画」を策定

市では、平成18年度から20年度までの３年間を期間とする「高齢者保健福祉計画」を策定しました。

これは、高齢化が急速に進む中、高齢者皆さんの健康で安心な暮らしを地域全体で支えていく指針となるものです。

計画では、「うるおいのある健康福祉の都市～ふれあい輝く元気のまち～」を基本理念に、地域に根ざした各種の保健福祉サービスを盛り込んでいます。主な内容は次のとおりです。

**①疾病予防・介護予防・生活支援の推進**

生活習慣病の予防や寝たきり・認知症などの介護予防のほか、在宅介護サービスの充実を図ります。

**②介護支援体制の整備**

地域密着型サービスなどの基盤整備を進めます。また、地域包括支援センターを中心とした相談・支援など介護サービスの向上を図ります。

**③社会参加と支えあいの体制づくり**

高齢者の皆さんが生涯学習やスポーツ活動、ボランティア活動など気軽に社会参加できるまちづくりを促進します。

**④地域密着型サービスの拠点整備**

住み慣れた地域での生活を支えるため、太海地区に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を整備します。さらに、鴨川・長狭・江見・天津小湊地区の生活圏ごとに、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの計画を進めます。

**※なお、計画の詳細は、ふれあいセンターの健康管理課〔☎(７０９３)７１１１〕や市役所１階の市政情報コーナー、市ホームページなどで閲覧できます**

## （別表）６５歳以上の方の介護保険料

| 段階区分 | 対　象　者 | 負担割合 | 鴨川市の年額保険料 | 千葉県平均の年額保険料 |
|---|---|---|---|---|
| 第1段階 | 生活保護受給者と老齢福祉年金受給者（本人および世帯全員が市民税非課税） | 基準額×0.5 | 18,200円 | 21,500円 |
| 第2段階 | 本人および世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下 | 基準額×0.5 | 18,200円 | 21,500円 |
| 第3段階 | 本人および世帯全員が市民税非課税で第２段階に該当しない者 | 基準額×0.75 | 27,300円 | 32,300円 |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税で世帯員の誰かが市民税課税 | 基準額×1.0 | 36,400円 | 43,100円 |
| 第5段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満 | 基準額×1.25 | 45,500円 | 53,900円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上 | 基準額×1.5 | 54,600円 | 64,600円 |

※市内65歳以上の方の介護保険料基準額（年額）は、36,400円です（平成18年度～20年度）

## 事業者の皆さん　学生アルバイトの求人情報を

城西国際大学観光学部では、学生アルバイトの求人情報を校内に掲示しています。求人情報はこれまで、市内商工会と観光協会で取りまとめていましたが、７月からは、同学部で直接受け付けます。

学生アルバイトを希望する事業主さんは、学部窓口に備え付けの求人申込書に記入のうえ、提出してください。（郵送、ファクシミリなどは不可）。詳しくは、城西国際大学観光学部〔☎(7098)2800〕へ問い合わせください。

**東条小学校のバザー**　６月25日（日）午前11時から午後１時まで東条小学校の体育館。新鮮な野菜や衣類、雑貨、電化製品など多数出品。ゲームコーナーや露店の出店も。雨天決行。主催は東条幼小ＰＴＡ。ご家族でどうぞ。